

規制の事前評価書

法令案の名称：学校教育法等の一部を改正する法律案

規制の名称：教科用図書の使用義務及び採択の一部見直し

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：文部科学省初等中等教育局教科書課

評価実施時期：令和8年3月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 情報通信技術の進展に鑑み、教科書にデジタルの良さを取り入れることにより児童生徒の教育の充実を図るため、小学校等においてデジタルな形態を含む教科書の使用を可能とするとともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定を整備する等の措置を講ずる。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 現状、学校において使用義務がある教科書の媒体は紙の図書である必要があり、紙の教科書の内容をそのままPC・タブレット等で表示した教科書代替教材がある場合には、教科書に変えて使用できるとされている。
- ・ 紙の教科書の内容をそのままPC・タブレット等で表示する現行の教科書代替教材では、動画やシミュレーション、デジタルならではの表示等により、児童生徒が教科書の内容を理解しやすくしたり、意欲を喚起したりするなど、デジタルの特性を十分に活用することが困難。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 小学校、中学校、高等学校等において使用義務がある教科書について、媒体が紙に限られているところ、紙媒体に加えてデジタルな形態を含む教科書も使用及び採択を可能とする。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 小学校、中学校、高等学校等においてデジタルな形態を含む教科書の使用及び採択を可能とすることにより、動画・音楽などのデジタルコンテンツを使用する等デジタルならではの工夫を取り入れた教科書が作成され、児童生徒にとってより分かりやすい教科書を使用することが可能となる。

現時点ではデジタルな形態を含む教科書が教科書発行者により発行され、学校において使用される割合が不明であるため、定量化した効果の把握をすることが困難であるが、事後評価書の作成時点までに、教科書の需要数全体に占めるデジタルな形態を含む教科書の需要数の割合を把握することにより、デジタルな形態を含む教科書の使用実態を定量的に把握することとする。

4 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- デジタルな形態を含む教科書を採択した小学校、中学校、高等学校等では、当該教科書を使用するための環境の整備が必要となるが、国公立の小学校、中学校、高等学校等においては、1人1台端末の整備がほぼ実現しており、私立の小学校、中学校、高等学校等の9割で令和9年度末までに1人1台端末の整備が完了する見込みである。端末や通信環境は、補助事業による支援も存在し、既に多くの学校において教科書以外の目的での使用のために整備されていること、既に9割近くの小中学校において児童生徒が端末の持ち帰りを行っていることから、本規制の緩和による影響は限定的と考えている。
- デジタルな形態を含む教科書を採択するために、教育委員会や学校長等の採択権者においてデジタルな形態を含む教科書見本を閲覧するための端末・通信設備が必要となるが、各採択権者においては教科書採択以外の業務のために端末・通信設備を整備していることが想定され、本規制の緩和による負担は発生しない。

<行政費用>

- デジタルな形態を含む教科書の検定を実施するためのシステム改修費として、247,445,000円(※)以下の開発費が必要となる。

※現行システムの開発に係る予算額が247,445,000円

- デジタルな形態を含む教科書の検定を実施するため、令和9年度には以下の新規業務が発生する(令和10年度以降も同様の業務が発生する予定)。

- 検定審査に関わる関係者からの意見集約、調整 (100人日)
- 検定審査の範囲、方法等に関する検討、調整 (100人日)
- 教科用図書検定調査審議会関係部会の運営 (20人日)
- デジタル化に伴う関係規則等の改正、周知・説明 (30人日)
- 新システムの検証・改修に係る調整 (30人日) 計 280人日

これらの業務の実施のため、人件費として5,140,800円(※)の行政費用が発生する。

※平均給与月額÷ひと月当たり勤務時間=上記の業務を担当する職員の時給

404,015円÷176時間=2,295.539円≒2,295円

(平均給与月額については、令和5年国家公務員給与等実態調査(人事院)における行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の平均給与月額、ひと月当たり労働時間については、1日8時間の勤務をひと月当たり22日間(176時間)実施する仮定による推計。)

計280人日(8時間×280日=2,240時間)の業務が発生することから

2,295円×2,240時間=5,140,800円

<その他の負担>

- 特になし

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ デジタルな形態を含む教科書の使用を可能とすることに賛成。
- ・ デジタルな形態の教科書を使用するための端末・通信環境整備に係る補助を充実してほしい。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 中央教育審議会デジタル学習基盤特別委員会デジタル教科書推進ワーキンググループ
(令和6年9月4日～令和7年9月24日の全12回)

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/100/index.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ なし

<上記以外の法令案>

- ・ 本規制には見直し条項が設けられていないことから、本規制に係る規定の施行の日から5年を目途に事後評価を実施することとする。